

平成 29年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 29年 3月 2日 (木)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 29年 3月 8日 (水) 10時 00分
散 会	平成 29年 3月 8日 (水) 15時 40分
出席議員	議長 矢野 勉 1番 深野 良二 2番 田口 譲司 3番 横山 善美 4番 山本 一洋 5番 奥村 忠義 6番 木村 博文 7番 石丸 時次郎 8番 栗野 光雄 9番 山本 久矢 10番 川上 康男 11番 福本 秀昭 12番 梅田 美代子 13番 一木 哲美 14番 河内 直子 15番 田中 政浩
出席議員数	16名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田頭 喜久巳 副町長 中野 高文 教 育 長 大雄 信英 総務課長 入江 哲生 企 画 課 長 岩下 定徳 財政課長 藤本 英明 税 務 課 長 美根 勉 住民課長 大武 一幸 健 康 課 長 神本 浩美 環境防災課長 林 浩嗣 建 設 課 長 原口 博文 都市計画課長 重信 英志 農林商工課長 近藤 亮太 上下水道課長 川波 剛 福 祉 課 長 久家 和文 こども課長 亀田 美香 教 育 課 長 森部 純一 生涯学習課長 松尾 和彦
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 倉掛 俊一 議会事務局主査 石橋 さやか

議 事 録

平成29年第1回定例会

[一般質問]

平成29年3月8日（水）

開 議	
議 長	皆さんおはようございます。 本日の出席議員は16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を昨日に引き続き行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 4番 山本一洋議員
山本議員	改めましておはようございます。 通告に従いまして、1点目は高齢者の健康づくりについて、2点目は公共交通活性化事業について、質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。 早速質問に入ってまいります。1点目の高齢者の健康づくりや地域住民との交流の一環としてパークゴルフ場の建設計画について、お尋ねをいたします。 まず、筑前町の現状について申しますと、現在体育協会のパークゴルフ部に90人の会員が登録されており、その他にも老人クラブ連合会会員の方を含めたくさんの愛好者がおられるようで、パークゴルフ人口は着実に増加中であります。 昨年多目的運動公園にパークゴルフ場が建設をされ、既に平成28年4月から10月末までに町内の方が2,960人、町外の方が418人で、合計の3,378人の方が利用をされております。 仙道古墳公園のパークゴルフ場では平成28年4月から本年2月までに9,160人の方が利用されており、2つの施設を合計しますと、12,538名の方が利用されているのが現在の状況でございます。 2つの施設でパークゴルフをすることが、健康づくりと生きがいづくりに大きく貢献してきていると推察いたすところでございます。 そこでお尋ねをいたしますが、昨年9月に老人クラブ連合会からの要望書の提出があり、その趣旨を理解されてのことではないかと思いますが、昨年の10月に行われました新生学級ふれあい運動会や今年1月に行われました演芸大会の町長あいさつの中で、仙道古墳公園向かいのグラウンドにパークゴルフ場を建設するとの話をされました。 町民の方の期待感は大きく、「あの話はどうなっているのか」「いつできるのか」と数多く尋ねられます。 現在の取り組みの状況と今後の方向性について、まずお尋ねをいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 昨年9月か10月頃老人クラブ連合会のほうから仙道古墳パークゴルフ場の上の、久光区が管理しておりますグラウンドにパークゴルフ場をつくってほしいという要望書が町のほうに出されております。 今後老人クラブの意向に沿いまして、そのグラウンドが整備可能かどうか、研究してまいりたいというふうに思っております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	ちょっと私の期待しているところとだいぶずれがありますが、私が申し上げておりますのは、今回答の中で、整備可能かどうか研究をしていくという回答のようでしたが、私がお尋ねしたのは、いつ頃までにパークゴルフ場をつくろうと計画されているのかということでございまして、研究していくというようなことになると、これは、研究した結果、つくらないということにもなりかねないし、町長は、2回に

	わたってのあいさつの内容から、私は今申し上げますように、回答が後退をしているというふうに思っています。 再度その件についてお尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 仙道古墳のパークゴルフ場につきましては、私も大会の折にそこに出席をいたしまして、役員の方々からぜひ隣地の空き地を見てほしいというようなお話をいただきました。 その折に私も空き地を見て、今十分な活用がなされていないということは、その状況から察することができました。 また、その役員さんの話によりますと、ぜひこの地を利用して、この広場を利用して、パークゴルフ場をつくられたらどうかという話がありましたので、それはいい話だなと、ぜひ、その面についてぜひ検討させていただきたいと。できれば老人クラブの方々ですね、自主的にそのパークゴルフ場を整備されるのを、町としても応援したらどうだろうかというような話をいたしました。 併せてその土地の管理はですね、当時はまだ久光区が管理しておられましたので、その問題が解決しない限り前に進むことはないだろうということで、話をしたのを記憶しております。 また、いろんな会合の中でですね、そういった話が整えば、ぜひ、あの地の横の、何ですかね、サッカーのコートが置いてある地ですけれども、あの地については、そういった可能が私は適当だろうと、そのような考えを持っております。 ただその後ですね、文書を持って要望書が出されましたのは、その地だけではなくて、さらに上段の地域まで一体的なというような内容になっているようでございました。そこまでになりますと、かなりの、当初の私どもの思いと変わってまいりますので、その辺については十分な研究が必要だと、そのような認識でもございますし、そのように生涯学習課にも指示をしているところでございます。以上であります。
議 長	山本一洋議員
山本議員	町長の今の話から、前の課長の話と町長の話は、ちょっと先に進んだかとは思いますが。 そのときに検討させていただくという役員さんとの話も今お聞きしましたが、私も直接聞きましたけれども、時系列をちょっと言いますと、9月に要望をされております。老人クラブ連合会から。要望書には9月の吉日と書いてありますけれども、そして平成28年10月8日には、運動会の中でもつくりたい、つくるという話をされておりますし、1月の24日、平成29年の1月24日の演芸大会でも、はっきり工業用地の残土を利用して建設をしたいというふうに言われました。 そして、今久光区の話も出ましたけれども、久光区の総会が平成29年の1月8日にありまして、その中で、お任せをしたいという区の意向もあったようです。 そういう時系列から言いますとですね、今、町長も言われましたけども、ぜひつくっていただきたい、老人クラブの会の方、それから愛好者の方もぜひつくっていただきたいという思いがあるようでございますので、その発言、あいさつの中で発言された重みも十分感じとっていただいて、これは一つの約束でもあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、また、パークゴルフ場、18ホールの話も出てまいりましたけれども、向かい側のグラウンド、それから、今あります9ホールの仙道古墳公園のパークゴルフ場合わせてもですね、何かこうやり方を考えれば、18ホールに近い形で、18ホールも夢ではないのではないかというような役員さんの話も聞きました。

	そういうことも含めて、今後も検討していただきたいというふうに思いますし、また検討するような回答でございましたので、ぜひ善処していただきたいというふうに思います。
議 長	町長
町 長	誤解のないように説明しておきたいと思います。 私があのように説明を受けて、そのような整備をしたいと言ったのは、ぜひ老人クラブの方々と一緒に、一番やりやすい形で整備をしようじゃありませんかと。あくまで今の仙道古墳のパークゴルフ場を置きながら、さらにそのプラスでですね、隣のコートが利用できればと、そのような内容の話をしたかと思っております。 そのような認識のもとで、それぞれの会合の中で、私はこのパークゴルフ場の建設と言うまではありませんけれども、整備をしてみたいと、そのように発言しております。以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	はい、分かりました。 今からですね、今、一番やりやすい形でというように町長言われましたので、どんな形がやりやすいのかというふうなことで、私もちょっと考えました。そのことについて触れていきたいというふうに思っています。 現在のですね、パークゴルフ場の管理運営について、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。 聞くとところによりますと、仙道古墳のパークゴルフ場の維持管理については、清掃と草刈りなどの費用として、年間140万円が支出をされております。 しかし、ティーグラウンドやカップ、芝の管理などについて、パークゴルフ協会会員の方により、自腹で整備をされているようでございます。協会の方が支出をされている金額等把握をされているのかをお尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	パークゴルフ協会がいくら出されてあるかは、把握しておりません。
議 長	山本一洋議員
山本議員	端的な回答で、たいへんびっくりしましたけれども。 それではですね、他にも体育施設いろいろあると思うんですが、そういう使われている使用者の方が自腹でそういう体育施設を修理、管理しているのがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 北部グラウンド、南部グラウンドにつきましては、ソフトボール協会が月1回草取り等をやっておるところでございます。以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	北部、南部のグラウンドについては、協会の方がボランティアとしてやってあるのかと思いますが、そういう回答のようですが。 それでは、次に移りますが、多目的運動公園のパークゴルフ場は、まだ新しいので傷んではないとは思いますが、今後多目的運動公園のパークゴルフ場もこのように、将来ですが、傷んだりした場合の事態が生じた場合には、町はどのような形で行われるのか、お尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	まず、仙道古墳については、公園自体は都市計画課が管理をしております。ゴルフ場の受付を含む管理は、生涯学習課が担当しているところでございます。 現在、整備に係る経費を都市計画課、生涯学習課、及びパークゴルフ協会が負担し

	ておりますけども、5、6年ほど前からパークゴルフ協会との話し合いがあっているみたいでございます。 まだ整理できてない部分もあるかと思うので、多目的運動公園のパークゴルフ場も今言われましたように、古くなれば当然また整備が必要になるということもありますので、今後管理、整備に係る協議を町とパークゴルフ協会のほうで行う必要があるというふうに考えております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	そうなんです。今後ですね、今、課長が言われましたように、やっぱり三者で協議をしていくようなことが増えていくのではないかとというふうに思います。 そういったことも含めて、ちょっと質問をしたいと思いますが。 今後パークゴルフ場を新設した場合には、町とパークゴルフ協会、老人クラブと三者による管理運営の協議会を作っていただき、パークゴルフ協会の方が持っておられるノウハウを活用しながら、管理や修理を行ったほうが経費の削減にも繋がり、協会に対して補助か助成をすることによって、自分たちの施設として大事に使っていただけるものではないかというふうに思います。 そういった意味で、再度またいかがか、お考えをお尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	今後整備が行われるとすれば、今、議員が言われましたように、三者のほうで協議をしたいというふうに思っております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。 協会や老人クラブではパークゴルフの大会を年2回行いながら、高齢者の健康づくりや生きがいづくりに取り組まれており、そのことが医療費の削減にも繋がっているのではないかと、私は考えています。 先日、仙道古墳公園のパークゴルフ場に行きましたら、ゴルフ場の横には久光区の有志の方で、弁当を食べたり休憩をする場所をつくられており、冷蔵庫までありました。その中にはジュースやコーヒーといったものまで提供してありまして、たいへん素晴らしい取り組みだと感激をいたしました。 私はこのような取り組みが、住民による地域おこしに繋がっていくのではないかとというふうに思っています。 また、そのときに、太宰府からのお客さんが来られており、話をしました。 今まで朝倉市の河川敷に行っていたが、ここが面白いから今度は老人クラブで来たいとも言われておりました。 私は以前から一般質問で、スポーツによる町おこしや健康づくりを提案してまいりましたが、今後も多目的運動公園の施設とも連携をして、スポーツ大会やイベントをすることにより、高齢者の交流の場、新たなコミュニティ形成の場へと繋がり、稼ぐという視点から、大刀洗平和記念館やみなみの里へと経済波及効果が生まれるのではないかと思います。そのことについて、町長どのようにお考えか、お尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まさにスポーツはですね、今後オリンピックを控えまして、ますますスポーツ熱が高まってまいります。 併せまして、一部のアスリートだけではなくて、多くの方々がスポーツを通じて、より健康を、幸福感を味わおうという雰囲気が高まってくるものと考えられます。 そういった意味において、本町の多目的グラウンドの整備はまた機を得たものだ

	そのようにも考えているところでございます。 まずは町民の方々がですね、大いに利用していただくというところで、この多目的グラウンドも設計されておりますし、駐車場の台数等についても、そのような規模決定でございます。まずは町内の方々がですね、多く利用していただいて、健康になっていただいて、そして、この地がやはり住みやすいんだと、子育てに向いているんだと、高齢者についてもやさしい町なんだと、そういったことが実感できていただくことが、まず、第一義的だと考えております。 わが町はコンベンションシティではございませんので、よその自治体みたいにですね、ドームを持つとか、多くの観客席を持つようなグラウンドは持ち合わせておりません。やはり身の丈に合った町づくりを進めていかなければならないと、そのように考えているところでございます。 もちろん町外からの方を拒むわけではございませんが、そういった意味で、ぜひ来ていただければ、経済効果を生むような、そういった活用はお願いをしたいと、そのように考えているところでございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	私も身の丈に合ったと言いますか、小さなことからコツコツとではございませんけれども、そういう積み重ねが大事ではないかというふうに思っています。 そういった意味で、今後もですね、高齢者や住民の方の思いに寄り添っていただくためにも、できるだけ早い時期に善処して、良い方向になるように善処していただきたいというふうに思っています。 それでは、次の質問に移ってまいります。 公共交通活性化事業について、お尋ねをいたします。 本年３月で試行期間が終わり、継続運用に移っていくわけでございますけれども、今後の公共交通のあり方について、お尋ねをいたします。 昨日、石丸議員の質問にもありましたが、重複することがないように私なりの質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお尋ねをいたします。 まず、最初に地域巡回バスについて、地域住民の方々のいろいろなご意見、例えば、空で走っているのでもったいないということや、時間帯やルートを検討を望む声を、私たちはあらゆる場所で耳にするのですが、そのような声は町にも届いているのだろうかというふうに思っています。 まず、そのことを最初にお尋ねをいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 地域巡回バスにつきましては、平成２３年７月から第１ステップの改正を行い、試行運転を行っております。これまで第４回の改正を行いながら運行をしておりますけれども、その間、住民や利用者の方のニーズ、意識を把握するために、改正ごとに住民アンケートを実施しておりました。 直近では平成２６年９月に、地域巡回バス住民意向アンケートを実施、その後平成２７年５月から２８年３月にかけては、利用促進を検討する業務を福岡大学に委託をし、利用者のアンケートの実施、利用促進のための提言などを受け、運行しているところでございます。 利用者等の周知につきましては、運行形態を改正するときに、めくばり館や敬老館等々に出向きながらですね、利用者への説明、老人クラブへの説明等も行ってきました。また、時刻表も作成をし、周知に努めているところでございます。 今後も利用者の促進に向けたＰＲ、それから利用者のニーズに合わせたですね、運行に努めていきたいというふうに思っております。

議 長	山本一洋議員
山本議員	利用者の方への説明もされているというふうなことの回答がございました。 私は、私ども議員各位もそうですけれども、いろんなところでやっぱり聞くわけですよ、そういう話を。そのこともいろいろなところに出向いて、利用者の説明もされているというふうなことでございましたけれども、本当に届いているのかなというふうに、まだまだ思っています。 そういったことから、また質問をしていきたいと思いますが。 平成27年5月から平成28年3月まで利用促進検討業務委託を福岡大学にとされています。町からも63万4,000円の委託料も出しておられますが、何か、この大学からの成果物はあるのでしょうか。また、その成果物が利用促進にどのように活かされているのかをお尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 筑前町地域巡回バス利用促進検討業務ということで、福岡大学に委託をした部分につきましては、調査報告書をいただいております。 調査の内容の概要でございますけれども、町内ですね、イベントとの地域巡回との連携ができないかという視点、そういった部分でのイベント等の調査、それから、先ほども申し上げましたけれども、巡回バス利用者のアンケート、それからアンケート調査に基づく利用促進の方向性ということですね、先ほど言いましたイベントと利用者がうまくマッチングできないかという方向性についてですね、提言をいただいているところでございます。 提言の内容について、いくつか項目がございますけれども、先ほども言いましたように、特に高齢者のところでのいろんな種々のイベントや会合等にうまく巡回バスが利用できるようにですね、誘導するべきであるということ。それから買い物や、それから娯楽等ですね、使われているケースも多いので、その状況をきっちと把握をしながらですね、誘導していくべきということで、まだ種々、提言の内容についてはございますけれども、そういった状況でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	調査報告書と提言というようなことでお話がございました。イベントとの連携ということ、それからマッチングというような方向性というような話もありましたが。 私が今からお話をさせていただきたいのは、高齢者の方々の移動手段というようなことでの、今言われました買い物もありましょし、病院というものもありましょ。そういうところについて、ちょっとお尋ねをしていきたいというふうに思います。 昨日の説明の中で、福岡大学が経費についての調査をしたという話がございました。全国や九州と比較して、1人当たりの金額は、全国平均で869円、筑前町は742円と安価であるという旨の話もされました。 私は、単純に単価を比較して運行を決めるのではなく、今後高齢化により車が運転できなくなっても、日常生活に必要な病院への通院や買い物などが不自由なくできるような移動手段を確保するための地域巡回バスであるべきだと思っています。 このことは福祉の一環でもあり、費用対効果の面だけで論じるものではないとも思っています。このことについて、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたしたいと思っております。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 先ほど議員が言われましたように、巡回バスにつきましても、きめの細かい対応ができるような部分につきましては、利用者の方もニーズとしてはあるというふうに思

	っておりますけれども、筑前町が運行しております巡回バスにつきましては、住民の最低限の移動手段を確保することということで、そのことをですね、最大の目的に取り組んでおります。 町の東西を３８６号線が通っております。集落内から枝線を、そういう３８６号線あるいは町ですね、市街地のほうに持つて行くための枝線と言っておりますけれども、こういった部分について行政が支援することにより、高齢化社会に向けて一つのインフラ整備ということで考えておりますので、先ほど言われましたような、きめの細かいというところまではですね、現状ではまだ至っておりません。今後もその部分については、利用者の方たちのニーズを踏まえてですね、調査研究をさせていただきたいというふうに思っております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今の回答の中にもありましたけれども、まだきめ細かな現状に至っていないというところで、私なりの提案をしていきたいというふうに思っています。 現状としては、高齢化が進む中で、高齢者が絡む事故が急増してきております。運転免許証の返納という問題も生じており、買い物や通院といった高齢者の移動手段の確保は喫緊の課題であります。 そこで、県内の各自治体も独自の取り組みが進められているようであり、隣の小郡市での取り組みは、マスコミにも大きく取り上げられております。 この新聞もちろんお持ちだと思いますし、これは川上議員からの資料もいただきましたけれども、ベレッサ号という小郡市の中での取り組み。そういうものがありましてですね、小郡市内での取り組みについては、マスコミも大きく取り上げられておるようでございます。 皆様もご承知のこととは思いますが、少し紹介をさせていただきますと、小郡市の自治会バスは、自治体が運営するコミュニティバスとは違い、バス停でなくてもタクシーのようにルート途中で自由に乗車できるなど、住民ニーズに寄り添った運営が特徴のようで、住民、行政、民間事業者が力を合わせた取り組みに、県内外から視察が相次いでいるようです。 筑前町でも平成２６年に、地域巡回バス住民意識アンケートが実施され、その結果を見ましても、８７％の方が利用の意向を示してあります。 先にも述べましたが、小郡市をはじめ先進的な取り組みが行われる地域に出向いて、筑前町に活かせることはないかというようなことで、調査研究がなされたかを、お尋ねをいたします。
議 長	企画課長
企画課長	地域のコミュニティを中心とした、いわゆる自治会バスというふうに小郡市さんは言われてあるようでございますけれども、そういった取り組みは県内のいくつかの自治体で行われているようでございます。 全体的な内容については把握をしておりますけれども、小郡市の自治会バスにつきましては、２台のバスを町のほうで購入をされ、１台は企業からの寄贈だということですが、その２台のバスをですね、町が所有をし、コミュニティ協議会のほうに借用をし、実質的な運行、運転手の確保、そういったものはコミュニティの協議会がされて、町のほうとしては経費をですね、補助金として支援をしているということで、概要については、小郡市のほうからお話をいただいているところでございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	私としてはですね、現行のマイクロバスによる時間帯やルートの変更だけではなく、住民のニーズに合った運行にならなければならないのではないかと考えています。

	そこで、提案をいたしたいと思いますが、例えば、町内を4つか5つに区分し、そこに10人乗りぐらいの公用車、福祉バスを導入して、地域のことは地域で決め運用する。地域で十分議論することで、ニーズに合った利便性を確保し、乗客誘致の向上を目指すような取り組みができないかと思っています。 具体的には南部コミュニティや隣保館に試験的に公用車を配置しながら、そこを起点として、小都市のようなボランティアを活用しながら、運用をしてはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。
議 長	企画課長
企画課長	自治会バスにつきましては、その小回りのよさからですね、ニーズも小都市さんの中では高いというふうに聞いております。 ただ、いくつか課題もございます。 民間のタクシー業者さんとの競合が出てくるということ、それから、運行をですね、任意のコミュニティ協議会に任せているということ、ここでの受け皿として、きちっとそういう協議会の組織の中での、やっぱり意思統一や機運が盛り上がらなければならないということ、それから、一番懸念しておりますのは、事故等のときですね、その責任の所在がどうなるかといったような課題が出てくるというふうに思っております。 こういった部分も、今後私どもとしてはやっぱり調査をしていかなければならないというふうに思っておりますので、今日の段階で、議員がご提案いただいた地域でのバスの運営についてはですね、調査研究をさせていただきたいというふうに思っております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	課題と言いますか、メリット、デメリットもあると思います。 ですけれども、今もう先進的に隣の市でやられているわけです。そういうようなこともですね、調査研究をぜひ行っていただきながら、ぜひとも前向きな検討をしていただきたいと思います。 高齢化社会に向けた公共交通のあり方は、高齢者の移動支援に対する仕組みづくりと今後の方向性を示すためにも、重要な柱の1つだと考えています。 活性化対策委員会では十分協議はされてことはと思いますが、多様化する住民ニーズに応えるためにも、さらなる研究を重ねていただき、なお一層町民の声に耳を傾け寄り添いながら、柔軟に対応していただくよう再度お願いをしたいと思います。 この問題については、私の信条でもあります、一人ひとりが輝くまちづくりが実現できますように、いろいろな方で今後も追及をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
議 長	これで、4番 山本一洋議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 10時50分より再開します。 (10:35)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:50)
議 長	12番 梅田美代子議員
梅田議員	通告に従いまして、質問をさせていただきます。 まず、居住支援についてでございます。

	町営住宅は応募倍率が高く、入居できない世帯が多く、空き家、空き室を利用する施策の導入をということで、質問をさせていただきます。 町営住宅新築建て替え事業は、今後東小田団地建設で終了いたしますが、町営住宅の1年間の空き室の発生状況と言いますか、それと募集は何回ぐらいで、倍率がどのくらいあるのか。また、今は引っ越しの季節でもございますが、空き室の発生理由というのはどういうものがあるのか、アバウトでいいんですが、お聞きいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 町営住宅の空き室の状況でございますけれど、年に2、3戸が、2、3回程度ございます。そして、平均募集率としましては、約10倍台ということになっております。 理由は、自分の持家を建てられたということで転居とか、そういう方が多いというふうに考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	応募多数の中で残念ながら抽選に外れた方と言いますのは、当然民間アパートへ余儀なく入居されております。個人的には希望する方全員に入居していただきたいと思いますが、現実には残念ながらそうはいきません。 高齢や生活困窮などを理由に民間賃貸住宅への入居を断られるケースが少なからずあるようです。 2015年度の国交省の調査によりますと、民間賃貸住宅の家主の70.2%が高齢者の入居に拒否感がある、入居制限の理由として、家賃の支払いに対する不安があるというのが約61.5%と最も多かったということでもあります。 高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅を確保することが困難な人たち、低所得世帯、いわゆる住宅確保要配慮者への住宅支援策を講じる必要があると思います。 全協のときに、今年度中に筑前町空き家対策計画を策定し、来年度以降に実施計画を策定するとの説明がありましたが、実態調査を元に、これをどのように活かして、策定に取りかかれるのか、もしかしたらほぼもう今年度中にですので、策定完成しているのかとも思いますが、策定しているのであれば、具体的内容を報告していただきたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 実態調査につきましては、1月末に委託業者のほうからその結果がまいりましたので、その概要について、先月全協で説明したとおりです。 その結果も受けまして、今年度中に策定計画をですね、計画を策定するところで、今進めております。 内容につきましては、県のほうでですね、県下の市町村の担当者等が集まりまして、それから、空き家対策に関連するような専門の民間事業者ですね、宅建協会であるとか、不動産取引の関係であるとかですね、そういったところが集まっての、そういう県のモデル的な事業、対策計画ですか、を作っておりますので、それに準じた形で、現在基本計画を作っておる最中でございます。 そういった空き家のですね、活用等についても、その中で基本的な方針についてですね、示していきたいというふうには考えております。まだ具体的な実施、細かい計画とか、そういったことについては、次年度以降になろうかと思っております。
議 長	梅田議員
梅田議員	実は、住宅確保要配慮者を支援するために、現在大牟田市で民間賃貸住宅への円滑策として、住宅確保要配慮者への入居支援、また空き家の有効活用を具体的に推進するため、平成25年度から居住支援協議会というのを設置されてあります。これは、

	行政、社協、不動産関係者などで構成された、新たなソーシャルサービスに取り組むための提案、情報を提供することを目的とされているそうです。 今年1月28日には、居住支援協議会主催によりまして、大牟田市の総合センターで空き家を提供していただける所有者向けの無料相談会等も実施されたと聞いております。これが、社協が問い合わせ先となっておりますけれども。 このように行政と不動産関係者、団体等がコーディネートの役割を果たします居住支援協議会を設置して推進することで、町営住宅に入居できない世帯への居住支援として、空き家、空き室を活用することができるのではないかなと思います。このことについて、見解をお尋ねいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 議員が言われますように、居住の要配慮者、たぶん住宅セーフティーネットワークの関係だと思います。 国のほうで、その制度改正がなされるようございまして、今、その取り組みがなされまして、そういう計画がまた今後示されていくであろうと思っております。 今言われました居住支援協議会、そういうものが窓口となって、そういう住宅困窮者の方たちに民間住宅を供給するというふうな形になるかと思っております。 その問題につきましては、今後の調査研究をしていかなければならないかと思っております。
議 長	梅田議員
梅田議員	今、課長の説明もありましたけれども、増加する民間の空き家、空き室を活用いたしまして、家賃補助、家賃債務保証の支援を通し、円滑な入居を促す施策といたしまして、2017年度に新たな住宅セーフティーネット制度が成立する予定で、秋頃からこれが実施される見通しと聞いております。 国の制度等もしっかり、今後研究いただきまして、行政そして居住支援協議会が連携して、町営住宅に入居できない方たちへの居住支援に、空き家、空き室を活用して、より多くの住民が安心して住居が確保できますようによろしく願いまして、この質問は終わります。 次に、教育行政についてでございます。 1点目、経済的理由による教育格差解消策として、地域ボランティアによる学習支援の場の提供、整備をということでございます。 先日の三輪中学校立志式におきまして、将来の夢を力強く語る生徒の姿に感動いたしました。経済的理由で将来の夢がはばまれるようなことがないよう、頑張る子どもたちを最大に応援したいと思いました。 まず、中学3年生が学習塾に通っている現状、割合、そして高校への進学率、さらには公立高校と私立高校進学について、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学習塾にどれぐらい行っているかというのは、各学校に尋ねましたところ、各学校把握しておりませんでした。 進学率でございますが、ほとんどの生徒が高校に進学しているというところで、進学しない生徒はわずかでございます。 そのうち国公立が町全体で61%、私立が39%でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	学習塾の割合というのは、なかなかこれは、いろんな状況がありまして難しいのかなと思います。把握されるのが。

	ほとんどの方が進学されて、でも中にはやっぱりわずか、わずかというのがどのくらいなのかというのは分かりませんが、やっぱり進学されてない、就職される生徒もいるわけです。 町長は、塾に行かなくても希望する公立高校に進学できるように、学力向上を公約に掲げてこられたわけでございます。 教育委員会におきましては、サマースクールやウィンタースクール、その他諸々意欲的に取り組んでいただきましたが、この成果と言いますか、高校進学についての、これをどのように捉えておられるのか、また、課題はどういうものがあるのか。 そしてサマースクールやウィンタースクール等の、この事業に対して、中学3年生の参加がどのくらいあるのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	サマースクール、ウィンタースクールへの筑前町の中学生の参加人数ですけれども、40数名だったと記憶しております。
梅田議員	そのことで高校進学に対して成果というか、どのように捉えてあるのか。
議 長	教育課長
教育課長	サマースクール、ウィンタースクールを開設することによって、自分の分かりづらいところの補充や進学への意欲、また進学率のアップに繋がっているものと考えております。 また、課題といたしましては、例えば問題が難しかったりとか、授業の内容が難しかったりとか、自分の内容に合わなかったりとかというようなことは、多々あるかと思えます。
議 長	梅田議員
梅田議員	3年生になりますと、やはり高校受験に向けまして、かなりの生徒さんが塾に通っておられるということは想像できます。 様々に事情はあるでしょうが、塾に通いたくても通えない子どもさんがいらっしやいます。 県の学習支援事業が中学生を対象に実施されておりますが、現況はどのようになっているのか、そして、支援員は町内の人が携わっているのか、お尋ねをいたします
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 福岡県が実施主体の学習支援事業が、筑前町でも平成27年10月から実施されております。その実態と言いましょくか、現況ですけれども、今のところ町内1カ所に教室を開設し、週1回、2時間程度の学習支援、生活習慣の形成などの支援を行っております。 ボランティア、支援員さんですね、ボランティアを募集していると聞いておりますが、町内の方かどうかは不明です。以上です。 本年度、現在6名の児童が利用しております。
議 長	梅田議員
梅田議員	この事業は今言われましたように、県の学習支援事業として行われておりますが、生徒に聞きますと、全然情報が伝わっていないのが現状だと思います。 県の事業ではありますけれども、やはりせっかくわが町で実施されているのであれば、こういう事業もですね、多くの方が参加できるように、やはり情報をしっかりと発信していただきたいと思えます。今後よろしく願いいたします。 教育関係のボランティアと言いますのは、生涯学習課が担当、把握されていると思いますが、教員OB等の登録実態、また教員OBの方たちがどのようなボランティアに携わっておられるのか、お尋ねいたします。

議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	教員OBの方が登録してあるのは、私の記憶では、1人か2人だったというふうに思っておりますけれども、その方は外国語とかの指導と。英語じゃなくてロシア語とかドイツ語、そういう指導の内容でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	学校教育現場、いわゆる学校内での学力向上、これが基本中の基本ということだと思いますが、日本の学力格差の原因と言いますのが、学校外教育の差から生まれるとも言われております。 教育格差解消策として、地域ボランティアによる誰でも通える学習の場の提供、整備を町の事業として、ぜひ考えていただいたらどうだろうかと思ひまして、提案をさせていただきますと思います。 その前にちょっと紹介しますが、豊後高田市なんです、これは皆様ご承知のように、1回1,500円の低償地域ボランティアによります学習塾等の事業が、本当に先進的に実施されております。これは、週5日制導入をきっかけに、様々な事業展開がされており、確実に成果を上げられております。 情報によりますと、大分県内の最低レベルの学力であったこの豊後高田市が、2012年時点で6年連続県内トップの成績を収められたということで、やはりこの成果を見届けると言いますか、下村前、当時の文部科学大臣もこれを評価されまして、視察に訪れられております。 また、昨年8月からであります、大川市の大川東中学校で、地域の有志の方によります、教員経験者を中心とする地域ボランティア、これはもう本当に全くの無償なんですけれども、高校受験を控えた中学3年生を対象に勉強を教える、無料で土曜日、寺子屋が開催されております。 保護者から、塾には高く通わせられないが、子どもたちに勉強させる場があれば、なんとかしてほしいという、そういう声を受けたことがきっかけであったそうです。 市の文化会館で毎週土曜日9時から2時間寺子屋が開催されておまして、ここは小さいと言いますか、全中学生、3年生が72名だそうです、その参加者は32名だそうです。 そのアンケートは、寺子屋に参加した全員の子どもが、参加して本当に良かったということ。そしてある生徒は、普段こんなにじっくり勉強を教えてくれる人はいなかったもので、教えてもらうことが楽しかったということ。 また、ボランティアの方からは、教える側としても、何より子どもたちがすごく楽しそうに勉強していることがうれしく、ぜひ続けてほしい、やりがいがあるという、こういうアンケート結果であったそうです。 実は先日、たまたま2人の中学生、3年生の生徒が塾の話をしている場に通りがかったんですが、遭遇しました。1人の生徒は塾に通っている。もう1人の方は通っていないということで、塾に通っていない理由は聞きませんでしたけれども、例えば大川市のような無料の塾があれば行きますか、行きたいですかということでお尋ねいたしましたところ、もう即答で「いいですね、ぜひ行きたいです。」ということでした。 本当に提案ですが、地域の教員OBの方とか、他にそういう教育的技術を持っていらっしゃる方にボランティアをお願いして、まずは、例えば三輪中学校区1校、夜須中学校区1校、めくばーる、コスモスプラザ、また空き教室、ランチルーム、そういった空き部屋なりを利用していただいて、土曜日の午前中に寺子屋塾的なのが実施できないのかなというふうに考えます。 中学、高校生を対象に、国は2015年度から地域未来塾事業に取り組んでおりま

	して、本年度予算案では地域未来塾をさらに増やすことになっているというふうに聞いております。国の予算活用も研究していただきまして、塾に行きたくても行けない意欲ある子どもを応援する場の提供、整備を、ぜひ考えていただきたいと思っておりますが、見解を伺います。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 議員ご指摘のとおり、経済的理由による教育格差解消策として、地域ボランティアを活用した各種支援の場の提供、整備は、たいへん重要な教育課題であると、そのように認識をいたしております。 教育委員会といたしましては、塾にやらなくても学校教育の中で確かな学力が身に付くように、基本に、ＩＣＴを活用した分かりやすい授業づくりを工夫するなど、質の高い教育活動の創造に現在取り組んであるところであります。 また、私が教育長に就任いたしました平成２１年度から、塾に行けない中学生を対象に、サマースクールやウィンタースクールを開校し、大学生、高校生ボランティアによる学習支援、中学校や高等学校の先生を招へいしての特別授業を行い、中学生の進路の獲得に向けた授業を行ってまいったところです。 さらに現在、町内両中学校におきましても、生徒の進路実現を支援するため、学習ボランティアを活用した放課後補充学習や長期休業日における勉強合宿等に取り組んでいるところでございます。 今後とも経済的理由による教育格差が生じることがないように、十分配慮してまいりたいと、そのように考えております。 なお、議員ご指摘のようなですね、他市町村の取り組みについても、十分把握をしております。今後しっかりですね、調査研究をしてまいりたいと、そのようにも考えております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	今、教育長からご説明がありましたように、これまでの取り組みをしていただいたことに関しては評価いたしておりますし、感謝したいと思います。 実は先日、テレビを見ておりましたら、最近では学習塾やスポーツ教室の機能をもつ民間の学童保育所も出てきているということが放映されておりました。 先ほど申しましたように、日本の学力格差の原因が、学校外教育の差から生まれているということが言われはじめております。 今申し上げましたように、教育委員会といたしましてはしっかり取り組んでいただいております、学校内での学力格差解消のための努力もしていただいていることは十分理解しておりますが、このような背景を踏まえたときに、学校外教育の差から生まれるというですね、このような背景を踏まえたときに、今後さらなる取り組みを考えていただく必要があるのではないかなと思っております。 今後のことを何かお考えがあればお尋ねしたいと思います。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	町のほうでは、２９年度に１つの小学校をモデル的に、これは中学生ではございませんけれども、小学生を対象に、小学校の余裕教室等を利用し、地域の力を借りながら学び、体験の場を提供できないかを、現在検討しているところでございます。 放課後授業、いわゆるアフタースクール構想でございます。週２日から３日、学校の授業終了後から学校閉鎖時間、１６時から１７時でございますが、その間町内のボランティアの方に指導をお願いできないかということで、現在検討をしているところでございます。
議 長	梅田議員

梅田議員	もう小学校からそういうふうな取り組みをしてくださるということは、子どもたちにとっては本当にありがたいことだと思いますし、期待をさせていただきたいと思います。 教育は、未来への最大の投資だと思います。経済的困難などの理由で大学進学を諦めざるを得ない人をなくすために、返済不要の給付型奨学金というのが今年度から一部先行実施され、来年度からは本格的にスタートする予定になっております。 給付型奨学金の創設は、貧困の連鎖を断ち切る役割を果たす大きな効果が期待できます。まずは自分の目指す高校に受験し、合格する。合格しなければ、このせつかくの国の制度というのも活かすことはできないと思いますので、夢に向かって挑戦する子どもたちを可能な限り応援、今後もしていただきたいとお願いいたしまして、質問を終わります。 次に移ります。 中学生が登下校時に持参する学用品等、かなり重量でありまして、重たいです。事故防止のため学校に保管するなど配慮して、軽量化ができないのかということで質問いたします。 中学生の保護者からご相談がありました。子どもの自転車が入学して半年も経っていないのに前カゴが傷がたくさんついている。子どもに尋ねたら、登下校時の持ち物があまりにも重くてハンドルが取られ、頻繁に田んぼに落ちたということです。もう少し軽くできないものでしょうか。 そして、かごには部活用の重たい荷物が入ってまして、リュックも学用品が入って、かなり重たいです。そして、重たくてハンドル操作をするときに、やっぱり後ろのリュックが左右に動くそうで、それによって、やはりどうしてもバランスを失って田んぼに落ちるということでございました。 成長期で若い生徒たちですので、力があるとは言いますが、新1年生の子とかはまだまだ体力的に、成長はこれからですし、やはり体格のいい子にとっても重量はかなりの負担であるなど感じました。私も持たせていただきましたが、とても私の力では持てるような状況ではありませんでした。 他の生徒さんにも尋ねたんですが、やはり重たくてハンドルを取られてバランスを失って田んぼに落ちましたという生徒がいて、また、その生徒だけではなくて、友だちも何人もそういう子どもたちがいたということです。 現在、擦り傷ぐらいで済んでおりますので、特別先生の報告というのはあっていないと思います。本当にこれまで大事に至っていないということが、幸いと思いました。大きな事故に繋がっていないことが幸いだと思います。 この件は教育長にも一度お話をさせていただいて、辞書等は学校に置いてもいいようになってますということを、回答をいただいたんですが、それだけでは解決にならないのではないかと思います。 学校現場として、この重たい学用品を持って登下校している子どもの実態をどのように認識しておられるのか、また田んぼでありますので、かすり傷で済んでいます、例えば386号線、歩道もまだまだ整備されておられません。また、車の通行量が多い道路であれば、バランスを失ったはずみに大事故、大けがに繋がりがかねませんし、事故防止のために学校に保管するなど、軽量化への何らかの改善、検討が必要ではないかと思っております。見解を伺います。
議 長	教育課長
教育課長	各中学校では、本町の学力向上の喫緊の課題の1つであります家庭学習の習慣化のための取り組みを積極的に推進をしております。 そのため生徒自身が各家庭で自発的に学習する習慣を身に付けるために必要な教科書の学用品等は、持ち帰りを原則にしております。

	しかしながら、すべての学用品を持ち帰ると相当な重量となり、生徒の負担にもなります。そのため、生徒の安全面から考えて、現在、家に持ち帰らず学校で保管してもよい教科書や学用品等を学校が指定し、一部の学用品等を学校に置いて帰ることができるようにするなど、登下校中の生徒の安全確保と負担軽減策を取っております。 また、発達段階からも考慮し、他の学年に比べ体力のない中学1年生では、学校に保管できる教材等をできるだけ増やすような配慮をしておるところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	先日三輪中学校の校長先生と会う機会がありましたので、そのときにお話させていただいたせいなのか、早速そういう指導が行われたのかなと思いますが、これは、いつからそういうふうな指導をと言いますか、なりましたでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	この件につきましては、議員ご指摘の後にしたものではありません。以前からあったものでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	以前からと言われますけれども、なかなかじゃあ改善されてないのじゃないかなというふうに捉えます。 別の生徒さんにも尋ねました。 その生徒さんは、あまりに重たいので家で量ったそうですが、20キロ弱はあったということであります。 今、課長言われますように、家庭学習は大事で、やっぱり学力向上に向けての取り組みもしっかりしてくださっていますので、大事なことなんです。 しかし、この学校が持ち帰りを指導される、大事なことです。このちゃんと持ち帰って勉強しなさいとかいう、このことは十分理解するんですが、でも本当にこの以前から指導されているというわりには、もうずっと重たいリュック、そして前カゴには部活の荷物等を入れてやっているわけです。そして田んぼに突っ込んでいるというのが、これが現実的にあるわけです。本当にこのままでいいのでしょうかと思います。 昔は後部の荷台に括り付けて通学している光景があったんですけど、今は流行なのか何なのかほとんど見かけませんが、この安全のための後部荷台の、括り付ける指導というのは、どのようになってますでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	重量の関係につきましては、梅田議員、直接、荻野校長と話をされましたので、三輪中の校長とさらなる軽減化を図るのではないかと考えております。 自転車に重い荷物を積載することで、とするとバランスを崩し転倒事故等にも繋がります。自転車後部の荷物の取り扱い等については、生徒自身による交通安全に対する自己指導能力の育成を含め、日常の安全教育や自転車の乗り方などの指導の中で注意喚起を行っております。 なお、各中学校では生徒の安全面を考え、バッグを背中に添えるスリーウェイバッグや背中に背負うサイドバッグを採用し、荷物の重さによって自転車のハンドルが取られるなど、運転の障害とならないような対策を取っております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	現状はですね、どちらかと言いますと、学校の先生の目線と言いますか、大人の目線でいろいろ対策等も考えられていると思うんですが、やはり実際学用品、重たいのをからって通学するのは子どもたちです。それで、やはり事故防止、安全対策のためにどうしたらいいのかということを、保護者はもちろんなんですが、生徒に対してのアンケート調査なり、生徒たちの率直な意見を聞いていただいて、やっぱり生徒との

	合意形成、これを図って、そして生徒も納得するような、この改善策を図ることが一番ふさわしいのではないかなというふうに考えますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。
議 長	教育長
教 育 長	今、議員ご指摘のようにですね、大人目線での対応、対策になりがちです。今後はですね、子ども目線での対応、対策についてもですね、十分図ってまいりたいと。 そのためにもですね、中学校の生徒会等との、現在もやっておりますけれども、懇談会等を行いながら、しっかりですね、子どもたちの思いに耳を傾けてまいりたいと、そのように思います。
議 長	梅田議員
梅田議員	子どもたちはしっかり学力も身に付けたいと思っておりますし、家庭学習もやっていかにくちやいけないという、その自覚はあると思います。その狭間の中で、じゃあ、やっぱり事故防止、安全対策をどうするのかということが大事な視点だと思います。やっぱり子どもの意見等も十分考慮していただきまして、安全のためにより良い改善策を探っていただきたいことをお願いいたします。 次の質問に移ります。 防災についてでございます。 町内防災士資格者取得数はどうなっているのかということで質問いたしますが、東日本大震災から6年、熊本地震から間もなく1年が経とうとしております。まだまだ復旧、復興は道半ばであり、1日も早く日常を取り戻されますように、復旧、復興が進みますことを切に祈っております。 筑前町は以前より台風以外はどちらかと言えば災害が少ない町と言えますが、西方沖地震を経験し、さらには昨年の熊本地震で、何日間も続く余震を経験いたしました。本当に改めて地震の怖さを思い知った次第でございます。いつ発生するか分からない災害への備え、防災意識は重要でございます。 今回は防災士に特化して質問をさせていただきます。 まず、防災士がどういう役割を果たすものなのかということ、そして現在全国に約12万人の防災士資格取得者がおられると言われておりますが、役場職員、自治防災組織また企業等、町内で防災士が何人おられるのか、そして町内の防災士の通常活動をどのようにされているのか、把握をされておりますか、お尋ねをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	事務的な内容でございますので、担当課よりお答えいたします。 町内在住の防災士ですが、日本防災士機構認定の研修講座を受講しまして、資格取得試験に合格された方が21名と把握しております。 また、防災士につきましては、これまでの大震災を踏まえまして、今後発生しうる災害に対し、正しい知識と適切な判断力を兼ね備えており、町の地域防災計画に基づく避難訓練など、事前の防災活動や突然の災害発生時にも対応できる能力を身に付けているため、町にも地域にも非常に必要性の高い人材だと考えております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	課長も防災士の役割について、しっかりと理解していただいていると思います。必要性をですね。 それで、防災士は自主防災組織のリーダーとして期待される、また、地域防災力の強化を図る人材としてニーズが高まっているわけです。保育園、幼稚園、学校の教職員の方、警察、郵便局員などがですね、今資格を取られる、そういう機運が高まっております。

	今、町民の方にですね、防災士の存在と言いますか、どうしたら資格を取ることができるのかという、防災士についての情報・啓発、こういうものというのはされているのか。 27年度決算書によりますと、自主防災組織の設置済み行政区、29行政区ですが、この行政から自主防災組織へ防災士取得の働きかけ、これはされているのですか、お尋ねします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	災害が発生しますと、被害の規模が大きくなればなるほど、公的な救助や支援が遅れるため、地域の防災力が発生後の現場で大きな役割を発揮いたします。 町では、各地区での防災訓練を実施するとともに、防災士資格取得などを含めました防災知識の普及・啓発及び防災資機材の整備・充実に要する経費につきまして、自主防災活動補助金を交付いたしまして、地域防災活動の支援を行っています。 この制度を利活用いただきまして、積極的な資格取得をですね、お願いしているところでもございます。 参考までに、防災士資格取得までの費用等をご紹介しますが、まず、防災士研修講座受講料、これは2日間あるわけですが5万2,920円、これに資格取得試験受講料が3,000円、資格認定登録料、これが5,000円、合わせますと6万920円となります。 なお、これは学生割引というものもございまして、先ほどの研修受講料が半額となります。登録料と合わせますと、それと受験料ですね、3万4,460円で資格取得となるものでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	自主防災組織への補助金の中に、この防災士資格取得の補助も含まれているというふうに説明ですが、これが自主防災組織、各行政ごとの自主防災組織ですので、使い方は様々あっていいわけなんです、やはりこの防災士資格取得に向けてどれだけ認識があるのかなというふうに考えます。 例えば今言われました、本当は6万円かかりますが、学割で半額ぐらいで済みますので、やっぱり住民参画、若い方たちが参画するためには、こういう地域の学生の方たちへの働きかけ、そういうことも大事な視点じゃないかなと思います。これから若い方たちにしっかり期待していきたいなというふうに、私自身は思っております。まちづくりに対してですね。だから、そういうふうな積極的な働きかけということは、ぜひやっていただきたいと思います。 また、現職の消防団、女性消防団もおられます。消防団経験者など防災に対しての認識と言いますか、熱いものを持っていると思いますので、そういう方たちに対しても啓発ということも大事じゃないかなと思っておりますが、今後の取り組みについて、お尋ねをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	議員ご提案の防災士も、非常に重要であるというふうに認識はしておりますが、まずは自主防災組織の100%立ち上げ、これを目標に掲げ組織設置を推進しているところでございます。 町全体の地域防災力向上・確立を図ることは、最優先であるというふうに考えております。その中で並行して防災士の育成も進めていかなければと思うところでございます。 今後は新年度の区長会で防災対策説明、それと広報ちくぜんで防災特集を組んでおりますので、その中で自主防災組織と合わせ、組織のリーダー的役割である防災士資格取得の啓発も行いたいというふうに考えるところでございます。以上です。

議 長	梅田議員
梅田議員	２７年度決算の中にも、今、課長が説明されましたように、自主防災組織未設置の行政区がまだまだございますので、その点はしっかりと立ち上げに向けて取り組んでいただきたいと思います。 現在、首長が自ら防災士の資格を取るというような自治体もございます。田頭町長に取ってくださいと言っているわけではございませんけれども、そういう流れもあるということを申し伝えたいと思います。 今後、やっぱり自主防災組織におきまして、訓練時に防災士さんが中心となって活躍されますように、防災士資格取得が多く誕生されますことを心より願いまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。
議 長	これで、１２番 梅田美代子議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 午後１時より再開します。 （１１：４０）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１３：００）
議 長	１４番 河内直子議員
河内議員	通告に従い、順次質問させていただきます。 まず、就学援助制度の改善について、２点お尋ねいたします。 国の２０１７年度予算案で、要保護世帯の就学援助費のうち新入学児童生徒の入学準備費用の国の補助単価が、小学校２万４７０円が４万６００円、中学校２万３,５５０円が４万７,４００円にと２倍に引き上げられました。 要保護世帯に準じた準要保護世帯への入学支度金支給基準の改善が必要と考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 要保護の基準と準要保護の基準はそれぞれ違うわけございまして、準要保護の基準となるものが、それを参考としておりますけれども、それがまだ来ておりませんので、準要保護の分については、現在の状況では改定の考えはございません。 また、要保護については、倍にということですが、やっぱり生活基準においてそれぞれの援助がなされていると思うのであります。
議 長	河内議員
河内議員	これは、先日教育課からいただいた資料です。 平成２８年度要保護・準要保護児童生徒援助費単価、ここには要保護と準要保護は、区別されて書いておりません。単価も２万４７０円、２万３,５５０円となっています。これは、要保護・準要保護共通のものなのか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	確かに要保護・準要保護一覧表と書いてございますけれども、中身が違っていて、ほぼ準要保護の単価でございまして、ここに要保護と入れているのは、要保護で支給されない修学旅行費を単価を必要とするため、要保護という言葉を入れておるわけでございます。 要保護の中には修学旅行の援助がございませんので、ここで、町のほうで要保護の修学旅行費の援助をしているわけでございます。以上です。
議 長	河内議員

河内議員	北筑後保健環境事務所の保護課長のお話では、筑前町の保護費、保護家庭への入学準備金は、既に平成27年には小学生4万600円、中学生4万700円が支給されているそうです。また、生活保護基準では、教育扶助費は、小学生月額5,510円、中学生9,490円が支給されています。 就学援助では、学用品費として、小学生月額1,030円から1,060円、中学生月額2,020円から2,053円しか支給されていません。 見直しが必要と考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	政策的なことではございますけれども、財源面、財政面を考慮する必要があるかと思います。現段階では難しいものと考えております。
議 長	河内議員
河内議員	次に、入学準備金について、お尋ねをします。 入学準備金の入学前支給については、平成27年第3回定例会でも質問し、答弁では、近隣自治体の状況も見ながら参考にしたいという答弁でした。 この間、これまで入学後に支給されていた入学準備金を、実際の支出時期にあわせて、入学前に切り替える自治体が全国に広がっており、2月4日付け朝日新聞の報道では、少なくとも全国の約80市町村としています。 昨日川上議員からも入学準備金の早めの支給をという質問があつていますので、敢えて答弁は求めませんが、町内の生活保護世帯への入学準備金は、3月の支給日、3月1日に保護費と一緒に支給されています。また、群馬県太田市では、支給時期を2月から3月に前倒しし、支給額も小学生は2万470円から4万円へ、中学生は2万3,550円から5万円に増額しています。 こういった先進例に見倣い、さらなる就学援助制度の拡充・充実をお願いし、次に進みます。 次に、学校給食費の助成について、お尋ねをします。 近年子どもの貧困が大きな社会問題となるもとで、全国で学校給食費の無料化助成が広がっています。平成28年第2回定例会で、給食費の無料化についての考えをお尋ねしましたが、教育長、町長ともに、無料化には新たな1億円の経費が必要であり、現時点ではできないという答弁でした。 今回は、子どもさんを2人以上学校へ通わせている家庭に対し、2人目以降の給食費を子育て支援の一環として、助成すべきではという観点から質問をいたします。 憲法で、義務教育は、これを無償とすると謳われているにもかかわらず、年を重ねるほど家計に占める教育費は増加しています。筑前町では昨年度より、子育て支援の拡充ということで、保育料を第3階層市町村民税所得割課税額4万8,600円未満の世帯に対し、保育料を2人目半額、3人目無料、母子、父子、在宅障がい者などの世帯には、第4階層のD2、7万7,101円未満については、第2子以降を無料とする軽減措置が取られています。 就学援助制度を利用している世帯については、援助費の中に給食費も実費支給されていますが、それ以外の、子どもさんを2人以上学校へ通わせて、子育てに頑張っている世帯に対し、何らかの軽減を図るべきではと考えます。見解をお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	まず、学校給食費の負担区分について、説明いたします。 負担区分につきましては、法律で定めておりまして、その内容は学校給食実施に必要な経費のうち、学校給食に従事する職員の人件費、施設及び設備の修繕費は、学校施設者の負担とされ、これ以外の経費は保護者の負担とされています。この法律に基づき、保護者は給食費を納付することになっております。

	平成28年第2回の定例会で、町長、教育長が答弁した無料化については省きますけども、今回ご質問の2人目以降の給食の助成ということでもありますけども、該当する世帯が小学校で500、中学校で76世帯あります。 なお、3人以上の世帯も含み、その人数は把握はしておりません。また、小学生と中学生の世帯も含んでおりません。 単純に、すべて2人とした場合、最低でも2,500万円の財源を、2人目以降を無償とした場合に、2,500万円の財源を必要とすることから、難しいのではないかと思います。
議 長	河内議員
河内議員	総合戦略、この中のハッピープランの中でも、子育て世代の負担軽減を図り、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、支援を行っていきます。と謳っています。 保育所のときには、2番目、3番目以降にも支援があったのに、学校に上がったら何も支援してもらえないでは、安心の子育てはできにくいのではないのでしょうか。 無料化は1億円かかるかもしれませんが、こちらの支援は、今、課長が2,500万円ほどという試算をされていますので、町長部局とも協議していただき、子育て支援の継続です。実現に向け努力をしていただくことをお願いし、次に進みます。 次に、町道の管理について、お尋ねをいたします。 まず、はじめに、町道を維持管理するための交付金は年間どのくらいあるのか、また、どういった部分に使われているのかをお尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 まず、交付金がどのくらいあるのかということでございますけども、一般会計の7款2項2目の道路維持費につきましては、国県からの交付金等がございませんでして、すべて一般財源ということになっております。 今年度の工事費の予算は5,000万円でございます。過去3年もほぼ同額となっております。 どういう部分に使われているのかということでございますが、舗装道路の舗装の補修とか側溝の修繕、町道の未舗装部分の、舗装されてない町道の簡易な舗装、道路側溝の新設などに使用をしております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	その中に白線ですね、中央線、白線は含まれていますでしょうか、お尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 中央線とか外側線の消えている部分につきましては、別途交通安全対策費のほうで対応しております。 この対策費のほうでは、ガードレールとかカーブミラーの設置もございますので、私も町道、かなり白線が消えている部分も多数掌握はしておりますけども、交通量とか通学路の指定等を判断しながら、予算の範囲内で適宜補修をしてまいりたいと考えております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	今、課長も把握はされているということでしたが、最近町内を走っていて、よく目にするのが、途中で消えてしまっている中央線、白線です。篠隈から安野方面、安の里公園へ向かう道路、安の里公園から曾根田へ向かう旧道手前、石櫃、砥上、吹田、新町、野町、松延旧道と、数え上げたらきりがありません。 特に松延の旧道は子どもたちの通学路となっており、片側の白線は消えかかっている

	ます。狭い旧道で白線もおぼつかないのであれば、子どもたちはどこを歩いたらいいのでしょうか。重大な事故にも繋がりがかねません。 そこで、広報の交番だよりから、過去5年間の交通事故件数を拾い出してみました。拾ってみて改めて驚いたのですが、平成24年、物件事故634件、うち人身事故222件、平成25年、同じく583件と255件、平成26年、同じく549件と206件、平成27年、同じく650件と179件、そして昨平成28年は702件と181件、なんと700件を超える事故、1日2件、町内のどこかで交通事故が起きているということになります。 普通、車を運転するドライバーは、中央線からはみ出さないように運転をしますが、白線が消えてしまっていたのでは、それもないません。計画的に維持管理を徹底してもらいたいと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 町道が全延長で463kmございます。すべてが2車線ではないと思いますけども、先ほどもお答えしましたように、現場条件を見ながら、予算の範囲内で施工してまいりたいと考えております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	建設課でも町内のパトロールをしていると思いますが、町道に関するパトロールの現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 町道のパトロールの現状ということでございますが、1点目には、シルバー人材センターへ道路維持管理業務委託を行っております。今年度の委託額は約190万円でございます。月4回の計画的なパトロールを実施していただきまして、発見された小規模の危険箇所の補修等を行っていただいております。 28年度分で、今年の1月末までに360カ所程度のポットホール、舗装の剥げたところですけども、の補修をしてあります。 またそれと併せまして、年間を通して草刈り、草取り、植木の剪定等を業務委託の中に入れていただいております。 2つ目には、職員による公共土木施設、道路・河川の巡視点検を行っております。定期巡視としましては、7月から3月の奇数月に、主に平野部の道路を、平野部を実施しております。 梅雨前巡視ということで、5月から6月2カ月間、主に山間部の巡視をやっております。豪雨後巡視ということで、雨が上がった後に、終息後にですね、状況を巡視しながら見ているところでございます。 それから、降雪後巡視ということで、雪が降ったことが確認されたとき、または恐れがある場合に巡視をしていると、そのような2つの方法で巡視を行っております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	その巡視の時間帯は、何時ごろ行っているのでしょうか、お尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 業務の性質上、通常の時間帯、朝7時半から5時までの間に行っている状況でございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	ヘッドライトを灯す時間になると、ヘッドライトで白線がより鮮明に浮かび上がっ

	できます。補修箇所もつかみやすいのではないのでしょうか。決して多くない人員の中でたいへんだと思うのですが、夕方のパトロールが必要と考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 このパトロールの目的につきましては、白線等の点検のみではございませんので、道路の舗装面の荒れた状態の確認とかのりが壊れているとか、そういうところについては、明るい時間帯でないと分かりませんし、夜間の安全的にも職員の危険性も生じることがありますので、その白線の確認につきましては、施行の有無を判断する材料のときにですね、夜間に確認するということは、1つの方法ではないかと思います。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	安の里公園入り口付近で、柵に車が追突した事故がありましたが、中央線の白線がきちんとされていたら、防ぐことができたのではないのでしょうか。人の命にもかかわることです。早急な整備をお願いし、次に進みます。 次に、敬老館・めくばり館の運営について、お尋ねをいたします。 初めに、過去3年間の入館者、入浴者数について、推移をお尋ねします。
議 長	福祉課長
福祉課長	過去3年間ということですので、平成25年度から27年度の実績について、回答させていただきます。 まず、めくばり館のほうからいきます。 めくばり館、平成25年度、入館者数は10,244人、入浴者数は4,448人。次に26年度です。入館者数数は10,182人、入浴者数は4,615人。平成27年度です。入館者数9,083人、入浴者数は3,363人ですが、27年度めくばり館につきましては、風呂の水漏れ修理ということで、約2カ月半ですね、利用を中止しておりましたので、こういう数字が出ているのではないかと思います。 次に敬老館です。 平成25年度、入館者数14,220人、入浴者数5,177人、平成26年度、入館者数13,013人、入浴者数4,578人、平成27年度、入館者数11,507人、入浴者数5,609人、以上です。
議 長	河内議員
河内議員	平成27年第4回議会でお尋ねしたときに、敬老館のほうなんです、平成26年、入館者13,013人とおっしゃいましたが、そのときの答弁は12,993人というご答弁でした。どちらが正しいのでしょうか。
議 長	福祉課長
福祉課長	今申し上げた数字が正しい数字です。
議 長	河内議員
河内議員	先日続けてお二人の町民の方から、入浴時間、開館時間の延長はできないのかと、ご相談がありました。1人はご高齢の方で、夏場4時半で閉館だと帰り道が暑くてたまらない、少し涼しくなるまで時間を延長してもらえないか。社会福祉協議会にも言ったが、聞き入れてもらえなかった。議会のほうからも働きかけをしてもらいたいというご相談でした。 もう一人の方は、子どもを連れてお風呂に行きたいが、温泉では1人500円もかかってしまう、1人100円では入れるのに、敬老館・めくばり館の開館時間内には行けない。他の自治体では夜7時過ぎまで開館しているところもある、筑前町でも開館時間を延ばせないのかというご相談でした。

	前回の質問の答弁で、課長は、平成20年からこの開館時間でやっている。現在の時間での利用に理解していただき、円滑な運用ができていますので、延長の考えはないという答弁でしたが、利用者の側から言えば、4時半までしか開いていないので、引き上げるしかないのではないのでしょうか。 町民のニーズに応え、それに対応していくのが行政の仕事です。敬老館・めくばり館の運営、福祉バスの運行等様々な課題はあるとは思いますが、再度、敬老館・めくばり館の開館時間の延長についての見解をお尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 まず初めにですね、めくばり館は平成9年12月にオープンです。敬老館は平成15年4月にオープンをしております。めくばり館オープン当時からですね、現在まで、高齢者人口は約2,000人増えております。 例えばこの2,000人増えた方がですね、一月1回利用していただくだけでも24,000人です。ですから先ほど、平成25年から27年度までのですね、両施設の入館者の数を申し上げましたけど、この合計数にほぼ匹敵するぐらいの利用増になるわけですが、現実にはそうはなっておりません。 また、めくばり館につきましては、オープン当初から概ね65歳以上とするという入館年齢制限を設けてありましたが、これは平成27年7月に撤廃し、広報等でですね、どなたでも入館できる施設ですよという周知をしておりましたが、残念ながら利用者の増には繋がっておりません。 これはですね、度々申し上げますけれども、高齢者のニーズの多様化等によりまして、自分なりの楽しみ方をですね、求められている方が多くなったからではないかというふうに思っております。 ご質問のですね、運営時間の延長についてでございます。 先ほど2人の方からそういうお話があったという質問の中にありましたが、我々のほうには直接ですね、運営時間を延長していただきたいというようですね、利用者から等の声をいただくことはございませんでした。 一般質問の通告を受けまして、両施設のほうにですね、時間延長等の要望があっているかという確認をさせていただきました。 その回答としてはですね、両施設とも時間延長のことについて、全くなくはないと思うが、ほとんど聞かないという回答でした。 施設の運営については、いろいろなご要望もあるかと思いますが、現在は慰労や娯楽を中心とした公共施設であることから、効率的な運営も必要であると考えております。 また、行き帰りの交通手段として利用される方も多いちくちゃんバスの最終便は、午後4時30分となっております。また、今は老人福祉センターという目的施設であるため、現在のところ開館時間等を延長する必要はないというふうに判断しております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	せっかく作った複合施設です。より多くの方々に利用していただくために、知恵を絞っていただくことをお願いし、次に進みます。 次に、地域包括ケアシステムについて、お尋ねをいたします これは、次の質問事項の介護・日常生活支援総合事業と関連がありますので、一括してお尋ねをいたします。 国は、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、重度な介護状態になっても、住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよ

	うに、住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を求めています。 筑前町においても、後期基本計画の中で、第5期老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアの実現に向けた高齢者福祉、介護施策全般の一層の内容の充実を図り、すべての高齢者が健康で生きがいを感じる元気な町づくりの形成を進めていくとしています。 地域包括ケアシステムの実現に向けての取り組み状況や問題点及び課題、また、その中で介護予防・生活支援総合事業の実施状況、検討準備状況と方針はどうなっているのか、お尋ねをいたします
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 議員の質問の中と同じような内容を少し話すかもしれませんが、ご了承くださいと思います。 地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となり、医療、介護等の需要の急増が予測される2025年、平成37年を目処に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、これまでの高齢者への介護ケア、医療ケアの在り方を根本的に見直し、医療・介護・住まい・生活支援が切れ目なく提供できる地域での体制づくりであり、このための各種施策、事業等の取り組みを総括して、地域包括ケアシステムの構築というふうに言われております。 地域包括ケアシステムの構築のため国のガイドラインが示す事業や体制構築には、総合事業の枠として訪問型サービスや通所型サービス、一般介護予防事業など、合わせて14種類の事業、その14種類の事業とは別に、在宅医療・介護の連携として8つの事務事業の実施、認知症施策の推進として3つの事業、生活支援サービス体制の整備として3つの事業、その他地域ケア会議の推進などが国のガイドラインで示されていますので、これらを参考に筑前町の実情に合った事業等の検討と実施が必要になると考えております。 また、これらの事務事業のほか、ワンストップの相談窓口機能を果たす地域包括支援センター等の安定的な運営や介護保険制度の枠内では完結しない、例えば介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ高齢者を、地域で確実に支えていくための訪問診療、訪問口腔ケア、訪問看護、薬剤師訪問、訪問薬剤師指導ですね、などの在宅医療やこれらに従事する人材の育成、確保などと連携が重要であり、地域包括ケアシステムの構築にはまだ多くの課題があることから、2025年に向けて、必要な事業を組み合わせ、段階的に構築していく必要があると考えております。 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況とか検討準備状況につきましてはですね、今後の地域包括ケアシステムの構築のための事業として、平成29年度当初予算では、介護予防・生活支援サービス事業として、通所型、訪問型の事業、一般介護予防事業として地域リハビリテーション活動支援事業の予算を新たに計上させていただいております。 その他生活支援サービスの体制整備として、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置も29年度から予定をしております。 また、包括的支援事業につきましては、これまでと同じく地域包括支援センターを中心に、介護予防ケアマネジメントや権利擁護業務、総合相談支援業務などを引き続き実施していきます。 その他、在宅医療、介護連携の推進事業や認知症総合支援事業は28年度実施していますけれども、今年度の実績や課題等を検証し、29年度も継続いたします。 前段でお話したように、地域包括ケアシステムの構築のために、国の示す総合事業

	のガイドラインは対応の例でありまして、筑前町の実情に応じ必要とされる事業等の実施に向け、対応を進めていきたいというふうに考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	本年度も新たに予算に載せるということで、多岐にわたって取り組んでおられることが分かりました。 次に、介護保険法では、要介護高齢者等が住み慣れた地域においてサービス利用を可能とするという観点から、日常生活圏域の設定を求めています。 筑前町においては、福岡県介護保険広域連合が保険者となっていますが、広域連合では地域包括ケアシステムの構築はできないとし、2013年度から構成市町村に対し、地域包括支援センターの設置を求め、本町もセンターの設置を行っています。 また広域連合では、日常生活圏域を構成市町村の範囲ということで、本町全体が位置付けられています。パンフレットでは、具体的には中学校を単位とありますが、本町としては、この日常生活圏域の設定について、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えします。 日常圏域の設定につきましては、国のガイドラインでは、概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域、具体的には中学校区を単位として想定しています。 この30分以内と中学校単位は例として、分かりやすく示したものというふうに考えております。この圏域の設定がですね、全国すべての市町村に当てはまるものではないというふうに考えております。 また、サービス提供側もですね、民間サービス等を含めた対応として考えれば、本町の場合、必ずしも中学校単位にかかわらず、地域包括ケアシステム構築の過程において、地域の実情に応じた適切な日常生活圏域を設定していく必要があるというふうに考えております。
議 長	河内議員
河内議員	地域の課題やニーズを的確に把握するため、日常生活圏域ニーズ調査の実施が広域連合で行われました。 広域連合が行ったニーズ調査はサンプル調査です。地域ごとの高齢者全員を対象としたニーズ調査でなければ、高齢者の実態に即したものにはならないのではないのでしょうか。どのようなニーズを持った高齢者がどのような生活をしているのか、家族の構成はどうなっているのか、あるいは収入はどれくらいあるのかなどを柱とした、生活実態の把握はどうしても必要です。計画の土台となる生活実態の把握です。 市町村の公的責任で、国・県・市町村が持っている様々なデータを活用すれば、把握は十分可能と言えるのではないのでしょうか。 住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる地域包括ケアシステムを構築するためには、環境の整備が必要であり、これからますます増えることが予想されている認知症の施策、生活支援、介護予防サービスの基盤整備の推進があります。そして在宅医療、介護の連携推進が非常に重要となってきます。 地域医療構想策定ガイドラインでは、構想の策定にあたっては、医療提供体制の構築だけではなく、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう医療・介護・介護予防・住まい、及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である、地域包括ケアシステムの構築についても見据える必要があります、そのためには医療機関の自主的な取り組みや医療機関相互、地域の医療関係者間の協議等による連携が不可欠としてい

	ます。地域医療構想、地域包括ケアシステムともに、地域の実態、実情に応じた構築が求められているところです。 本町としては、どのような連動性を想定しているのか、また、どのような体制、連携を持って取り組まれるのか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えします。 地域医療構想と地域包括ケアシステムの連動、連携についてというご質問でございます。 地域医療構想につきましては、福岡県の地域医療構想にも記載されていると思いますけれども、第7期の介護保険事業計画を策定するにあたっては、地域医療構想を踏まえた地域包括ケアシステムを確立する視点が必要であるという観点から、平成30年からスタートする第7期介護保険事業計画に、地域医療構想との整合性を図ることが必要と考えています。 また、地域医療構想の推進を図る上でも、地域包括ケアシステムの進捗状況を十分に捉え、良質なサービスを受けられる体制実現のための施策を示すことが必要というふうに考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	福祉課におかれましては2013年から、地域包括支援センターの運営が広域連合から町に移って、必死でセンターの立ち上げ、地域包括ケアシステム構築を受けて、今日まで課長をはじめ高齢者係の職員の方々等は、示されている課題に必死で着手し、形を整えて来られたことには、本当に並々ならない苦労があったのではないかと察します。改めて敬意を表したいと思います。 地域包括ケアシステムは地域での取り組みが大切であり、地域における住民を支える介護福祉基盤は保健福祉や医療関係施設だけでなく、住まいや他の公共施設、交通網、さらにこうした地域を繋ぐ人的ネットワークも重要な要素となってきます。 地域ケアを充実させるためには、これらが有機的に連携し地域の生活を支えるものとして機能することが重要となってきます。従来の町全域を単位としての個々の施設を整備する点の整備から、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する面の整備への転換を図ることが必要だということを申し述べ、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、14番 河内直子議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 1時55分から再開します。 (13:43)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:55)
議 長	13番 一木哲美議員
一木議員	通告に基づきまして、筑前町消防、消防団に関する状況について、ということで質問させていただきます。 要旨のほうに、1から6まで用意をさせていただいています。順に質問させていただきます。 3月の1日から7日までが春の火災予防期間ということで、各消防団員の方、分団の皆さん方におかれましては、夜間の警戒、巡回等なさっていただきながら、火災予防に努めていただきました。 また、3月の5日には模擬火災訓練ということで、団員の皆さん方にも訓練等に参

	加をいただきながら、万一の火災に備えてということで、日ごろの訓練等を実施していただいているところでございます。年間を通して、訓練または火災、災害等の出動要請があったときは、昼夜を問わず団員の方々が町の安全の確保、火災予防、また万一の火災等が発生した場合に、迅速に活動を通して、災害、被害等が大きくならないような、そういった活動をなされてあられますことを、心から敬意を表するとともに感謝を申し上げるところでございます。 私自身もう随分前になりますけれども、45年ぐらい前には旧夜須町の消防団団員として活動させていただいたことがございました。もう随分前でございます。 その当時は若い人たちも結構多ございましたので、長く消防団員として活動したいと思っても、次がつかえているということ等もございまして、そう長くはなかなかできないということで、次々と若い方と交代をしながら、消防団活動が済んだというふうな記憶をしているところでございます。 質問の前に前段的なことでございますけれども、お話をさせていただきます。 消防団員は、いつ起きるかも分からない災害に備え、また、火災や風水害といった災害が発生した際などは、災害現場での消火をはじめ、捜査、救助、警戒、巡回、避難誘導など、地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、地域、町に密着し、住民の生命と財産を守る重要な役割を担われておられます。 団員の皆様は、普通はそれぞれ仕事に就かれている人たちで、その活動は義勇の精神、正義を愛する心から起きる勇気に基づくボランティアとして行われていると申されています。そのとおりであります。 しかしながら、時の流れとともに、消防団の状況も変わってまいりました。防災無線等のインフラ整備や消防自動車の機能向上などが進展する一方で、消防団員数の減少が全国的に重要な課題とされています。 昭和29年、63年前には200万人を超えていた団員数も、平成23年には88万人を割り込んだと報告されています。これは日本全体の消防団員のことでございます。現在ではもっと団員数が減少している状況でございます。 このような状況を踏まえて、本町の消防、消防団に関する状況、課題について、質問をさせていただきます。 私は、今年1月、第1分団が受け持つエリアである三並校区内の各行政区の区長さんへアンケートにて、各行政区の抱える消防団活動に関する課題等について質問をし、回答をいただきましたので、取りまとめた資料を各区長、第1分団幹部の方々へお渡しし、報告を行いました。地域共通の課題として確認をしているところであります。 アンケート調査の結果、第1分団においては、団員の確保がたいへん困難となり、後継者がいなくなっていることが一番の課題であります。かなりな行政区では、消防OBの支援や住民、高齢者など地域支援団員が正団員不足を補う活動を行っている現状があります。 町の計画の第1分団は46名と聞きますが、実団員は32名と分団のほうから聞いています。 区長さん方へアンケートでお尋ねいたしました。各行政区から回答をいただきましたけれども、団員が全くいない行政区も4つほどございますけれども、その中で上がってきていることは、団員は40歳以上で、今後ますます高齢化する。団員後継者をつくるのがたいへん難しい。現在、団員2名は兄弟である、数年後には団員がいなくなると、区の役員とか当番で団員の対応をしなければならなくなる。後継者として3名ほどいるが、職が安定しないなどの理由で、団員は現在いない。OBが準団員として火災保険共済、年末夜警などを務めている。消防団行事に全く参加できない団員がいる。他の行政区の後継者不足により、この行政区では団員を代わって増やされている。通
--	--

	常よりもということで、負担がある。対象者が減少しており、対象者であっても仕事等で入団しない人もいます。こういった現実の意見等を、各行政区の区長さん等からいただいております。他にも5つぐらいの質問事項で、回答をいただいたところがございます。 こういったことを踏まえまして、質問させていただきます。 まず、要旨に基づいてでございますけども、最初の消防構成団員数が各分団及び全体について、実態がどうなっているか、ということをも、最初にお尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	事務的な内容でございますので、担当課よりお答えいたします。 筑前町消防団は、本部分団及び7つの分団で構成しております。 各分団の団員数でございますが、女性消防を含む本部分団が16名、1分団45人、2分団45人、3分団41人、4分団33人、5分団47人、6分団47人、そして7分団49人の合計323人となっております。
議 長	一木議員
一木議員	今の質問について、もう少しお尋ね申し上げます。 各分団の団員数が同じ団員数ではございませんけども、この辺りについてのことは、どういったことで、団員数に多い少ないと申しますか、差異があるのか、この辺り、同じ団員数を、例えば45名とか50名とかということで設定されてもいいんじゃないかと思っておりますけども、この差は昔からそうだったのかなと思っておりますね、その辺りの差異があるのはどういうことかなということで、お尋ね申し上げたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	これはもう昔からやはりこの人数ということで聞いておりますが、基本的にはそこに、分団に属します区の人数とか、あと広さですね、そういったものからの人数を定めているかと思っております。あと、それぞれ合併前からの定数、そういうふうになっております。
議 長	一木議員
一木議員	私も合併前からの消防に関してはですね、全く分からないわけではございませんでした。消防委員を務めさせていただきましたけれども。 団員数は、今、課長が説明いただきましたけれども、ずっと前からこういった団員数になっているのかなということでですね、その辺りは定かではございませんけども。 2つ目の質問で、活動団員の実数はどうなっているのかということで、お尋ね申し上げたいと思います。 今、構成団員数については報告いただきましたけれども、現実的には、例えば各分団がこのとおりの団員の確保と活動ができればいいんですけども、実質的にはその辺りの状況が違うわけでございます。 ということで、活動団員の実数が各団員で、今課長から申されましたけれども、例えば第1分団が45名ということで、各分団で努力をされながら、例えば29年度が45名の確保ができればいいですけども、実質は41名であったとか、そういった状況はあるかと思われます。その辺りについて、お尋ね申し上げたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	平成28年4月1日現在の各分団実数でございますので、先ほど議員がおっしゃいました人数とは若干違いがあります。 まず、本部分団14名、1分団40人、2分団45人、3分団45人、4分団35人、5分団39人、6分団26人、7分団33人、合計277人となっております。

	本部分団を除く 7 つの分団のうち定数を満たしているのは 2、3、4 分団でございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	ありがとうございました。 こういった構成団員の計画に基づく実団員が確保できている分団におかれましてはですね、消防団活動も極めてスムーズに分団の運営等も進めることができるかと思われましても、団員数が少ない団員等はですね、この中で機械を使う方とか、またいろいろと役割分担もありますけれども、その辺りもいろいろと厳しい面が出てくるんじゃないかなと思っております。 3 分団については、予定団員、またそれ以上団員の確保がなされてございますけれども、その他の団員につきましては、予定団員よりも少ないということですね、全体的に厳しい面があるんだなということが分かったわけでございます。 3 番目の質問でございますけれども、分団、地域によっては定年齢、34 歳を定年齢とされてあると考えています。 定年齢を超えた住民による地域支援団員で活動支援をしているという状況も聞きますけれども、その辺りの実態について、34 を超えた方たちが地域支援団員として、この団員の中、また団員以外で支援をされてある方たちの実態をお尋ね申し上げたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	町内で発生しました火事の際、消防団員経験者が一緒になって消火活動を行う支援団体でございますが、平成 28 年 4 月 1 日現在、全員で 28 名がおります。本部分団と 3 分団及び 4 分団を除く 5 つの分団に、各 5 人程度所属しております。
議 長	一木議員
一木議員	第 1 分団のこのエリアの中でも、今、課長申されましたように、地域支援団員の方にご支援をいただいているということを聞くわけでございます。 団員の方たちもいろいろとご労苦、そして団員の確保、後継者については取り組んであるわけですが、地域もこの正規の団員の確保がたいへん難しい状況の中で、地域を挙げて 40 以上の方、50 を年齢を超える方等もですね、地域支援団員として支援をいただいているわけでございます。 このことにつきましては、地域も団員の方にすべて任せて頼ってしまうというわけにはいかないところもございますので、区長会等皆さん方もですね、地域挙げて支援はしていかなければならないというふうに聞くわけでございます。 しかし、現実的にはですね、なかなかやはり厳しくなる一方であるということでございます。 それでもって質問 4 に入りますけれども、現在、分団によっては団員の確保が困難となってきました。今後、さらに厳しくなると考えられますが、今申しましたように、団員の皆さん方が団員の確保についてはですね、努力をされています。また、地域も団員確保ができなかった場合は、地域支援団員の方たちでですね、支援をさせていただいておりますけれども、こういった中で対策について、町のほうとしてはどういうふう考えてあるか、見解を求めたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	昨年 3 月議会です、栗野議員の質問でもお答えしたところですが、消防団員確保につきましては、近年減少傾向にありますので、町及び団としましても、重点課題として捉えております。 このため全国春の火災予防週間を団員勧誘強化週間と位置付けしまして、分団幹部を中心に、地元区長さんにご協力をいただきながら、訪問勧誘など地域と連携した加

	入促進に取り組んでおります。 また、町内事業所へ消防団協力事業所表示制度を活用しまして、団員協力と積極的な地域貢献をお願いしていることと併せまして、商工会を通じて事業所へポスター掲示や広報ちくぜんに消防団の活動及び必要性を掲載し、消防団への理解を促すことと幼児期からの防火教育と人材育成のため、女性消防団による人形劇の啓発活動を行ったり、町民の生命・財産を守るためには、自らの健康が大切となることから、該当する団員には基本健康診断が受診できるなど、様々な方法で団員確保に努めております。 今年3月末で退団する団員が30人ほどいますので、退団者数以上の新団員確保を目標に、消防団と行政区、そして町が一体となって取り組みを行っているところでございます。
議 長	一木議員
一木議員	今、課長のほうからご答弁いただきましたけども、3つほどの中です、訪問加入等で団員の確保については、団員の方、そしてまた区長さん等で、また、町のほうも含めて努力をされてあるということですけども、現実的に人口減少の中で若い方、若い方がなかなかいないんですね。 町外に出られた方が戻ってこられたとかいう方には、もちろん声かけとかですね、ということで、団員に加入をとということでお願いをされてあるけども、現実的にはなかなかやっぱり厳しい面が多いということでございます。 そういった計画を超えて、今後は団員確保についてはですね、考えていかなければいけない時期に入っているんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。このことについては、またちょっと触れますけども。 事業所、町内の各事業所、たくさんございますけども、事業所の協力、支援を、呼びかけをなされてあるということですけども、これも大事なことと思います。町の職員の方も女性消防団員の方とかですね、団員の方も、男性の方も、数名おられますけども、事業所関係の呼びかけに対して、事業所からの団員協力等が具体的にいただけているのか、この点についての状況をお尋ねしたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	先ほど申し上げました消防団協力事業所表示制度、これに関しましてはですね、今、5つの事業所が登録をされております。もちろんここには消防団員が所属しているということで、そういった表示制度がございます。 その他もですね、団員の中には事業所から出てきている団員もおりますが、ちょっと人数に関しましては、今資料を持ち合わせておりませんので、何人いるかというのは、お答えがちょっとできない状況です。
議 長	一木議員
一木議員	今、お尋ねさせていただきましたことにつきましてはですね、常に事業所には、町内外から勤務されている方たちがですね、勤務時間帯はお勤めされてありますので、事業所の協力をいただければ、火災とか、そういった出動をお願いするときには、速やかに協力いただけますので、今後もこの辺りはお願いをさせていただきまして、協力いただければ、願うところであるんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。 それと先ほど、28年度で退団をされる団員の方が30名ほどおられるということでございますけども、29年度の団員確保につきましては、この30名退団される団員、代替りの確保ができていますものか、その辺りについて、もうお分かりかと思われるので、お尋ね申し上げたいと思います。
議 長	環境防災課長

環境防災課長	新入団の名簿につきましては、今、まだ取りまとめ中でございます、先ほど申し上げました春の火災予防週間、そこを強化週間として回っておりましてですね、まだ人数については、把握できてない状況です。
議 長	一木議員
一木議員	30名以上の団員確保を、ぜひともですね、各分団で分団長を中心として取り組みをされてあります。団員の確保がですね、卒業される以上の確保ができますように願うものでございます。 次に進めさせていただきます。 5番目の質問になりますけれども、第4分団について、少しお尋ねをしたいと思います。 私も合併前から第4分団は、以前は本部分団ということであったかと思われますけれども、全く分からないわけではございませんけれども、第4分団のことについてお尋ね申し上げますけど、まず、ここには書いていませんけれども、夜須地区におきましては、第1、第2、第3分団は、小学校区で三並小学校、中牟田小学校、東小田小学校区ということで、このエリアとして1、2、3という分団がございます。団員構成はそうなっております。 第4分団につきましては、それらの各校区の一部の行政区からなるエリア、団員構成ということでございますけれども、この第4分団の経緯、歴史等について、少しお尋ね申し上げたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	それでは、少々長めのご説明をさせていただきます。 過去の歴史の中でですね、大正時代の消防組から昭和になりますと警防団となります。そして昭和30年に現在のようなポンプ自動車を各分団に配備した消防団になったものでございます。 第4分団の団員数につきましてはですね、現在35人と定数を満たしており、第1分団につきましては、機能別団員5人を含めて40人と、若干定数より少ない状況となっております。 現在の分団構成は、先ほど昭和30年代に消防団になったと申し上げましたが、当時の夜須町消防団は3つの学校区で分団分けされておりまして、その中の東小田校区から篠隈区ですね、ともう1つが東小田上区の一部で、別個に本部分団が構成されておりました。ということで、4つの分団がございました。 その後昭和50年代に甘木朝倉消防署の西部分署の設置がありまして、併せて現在の4部分団である本部分団の充足を図るために、各分団よりさらに一部の区を本部分団に再編成しております。 その際に三並校区の長者町区と玉虫区の大膳松が本部分団に編入されたものでございます。 その他を見ますと、中牟田校区からは松延本村区、東小田校区からは福島区の一部が、そのとき本部分団に編入されているもので、これまでの校区割りであった分団から、当時相当の協議検討を行いまして、現在の分団構成になっているものでございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	調べていただきましてありがとうございます。 私も経緯、歴史はよく分かりませんでしたけども、今、説明いただきまして分ったところでございます。 そういった中で、昭和50年本部分団の、本部の充足のために一部、三並校区内の大膳松、長者町がここに参画したというご説明だったと思います。

	なぜ、このことをお尋ね申し上げたかということは、第1分団については、私はアンケート調査等させていただきました。他の2分団、7分団までは詳しい状況は分かりませんが、1分団については、もう明らかに団員数の後継者確保が厳しくなっているという中で、この校区内の、三並校区内の長者町行政区と、大膳松は玉虫の行政区で、玉虫と大膳松と、昔は2つ地域が区切れておったと思いますけども、今は玉虫の行政区の中の一部が大膳松ということで、今本部分団に所属しているわけですね。 だから、もし第4分団の団員確保等が困難等でなく、極めて確保ができるのであれば、長者町区、その大膳松区あたりを第1分団のほうへ所属していただくことによって、1分団の団員確保もいく分か楽になるのではないかなということも、個人的に思ったりいたしましたので、お尋ねをさせていただいたところでございます。 このことについては、前課長のほう、ご答弁いただきましたけども、そういった考え等についてはどうなのかなということを、ここで改めてお尋ね申し上げたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	分団の団員数につきましてはですね、先ほどこれまでの経緯をご説明いたしました、緊急出動時のですね、活動内容を見ましても、今すぐそういった組織をまた見直すというようなひっ迫した状況には、まだ至ってないというふうに考えているところでございます。 そういうことで、三輪地区におきましてもですね、全体的なバランスのもとに3つの分団が構成されておりますので、合併の際にですね、両町の消防団、それと町で十分な協議を行いまして編成しているものでございます。 今すぐに見直すようなことは考えてないところでございます。
議 長	一木議員
一木議員	質問の4番目のほうで、今、課長、ちょっと回答をいただきましたけれども、私も質問をちょっと飛ばしましたけれども、総合的判断に基づく組織等見直しの検討が必要ではないかということをお尋ねを申し上げたんですけども、ここのところは町長のほうに後ほどお尋ね申し上げたいと思います。総合的なことでですね。 というなのは、他の分団等においてもですね、大きな違いはないことも考えられますので、組織等ですね、この辺りも、今現在はいいかも分かりません。なんとかですね、なんとか今現状で、消防団活動に大きな支障等もなく済んでいるかも分かりませんが、近い将来、若い人たちも少なくなってきたりしておりますので、このままの組織体制で活動に支障が出ないのか、どうなのかということ等も気になるところでございますので、後ほど町長にですね、この点は、総合的な判断、消防団活動についてですね、組織等の見直し、検討について、お尋ねを申し上げたいと思います。 それでは、先へ進めさせていただきます。 年末夜警について、ということで質問させていただきます。 これは、町が年末28日から30日まででございますが、年末夜警期間を設けられて夜警をなされてございます。警備をなされてございます。 行政区からの支援の実態はどうなっているかと、問題等はないかということをお尋ねさせていただきますけども。 第1分団につきましては、年末夜警は各公民館内で、分団のこの夜警でみえられる消防団員の方たちの慰労等を含めてですね、皆さん方でお待ちをなされて、お疲れさまということでございます。いく分かのですね、飲み物等の接待もされています。 大部分は公民館の外で火をしながら、消防の方たちがおみえになられるのを待たれながら、そして来られましたらお疲れさま、ご苦労さまということでやっている

	わけですけどですね、気になるところはいろいろございますけども、火の元用心とか後始末とかですね、きちっと各行政区で責任もってされてあります。 このことについては、消防団の年末夜警は、これは、町の1つのこういった消防活動の中で実施されますけども、各行政区で区民の方たちが集まられて、そしてご苦労さまということで、慰労等をなされることは、各行政区がされてあることだからですね、これは町のほうが、そうしてくださいということにはなっていませんけども。 他の、1分団では、もう私もお尋ねして、把握をしております。ほとんどが公民館の外でたき火をしながら、団員の方たちが回って来るのを待たれてですね、ということでございますけども、他の2分団、他の分団のほうの様子は分かりませんが、どういうふうになされてあるものか、お尋ね申し上げたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	年末の火災予防・防犯のため実施している夜警でございますが、3日間実施しております。その際にですね、基本的には格納庫に消防団員やOBが詰めているところでございます。 それ以外は、夜須地区であれば各行政区の公民館、三輪地区であれば消防団詰所などに区長さんをはじめ役員さんのご協力を得ながらですね、昔から行われているところです。 各区におきましての実施内容につきましては、特に町の規定はございません。それぞれの慣例に基づいてですね、行われているものです。 3日間同じ場所であったり、毎日場所を変えて行う区もございます。中には自警団や子供会ですね、そこで「火の用心」と言いながら巡回をしているところもあり、防火意識の高揚にも繋がっているものでございます。 もちろん団員は、飲酒運転は絶対に行わないということを厳守し、巡回しております。巡回の順路によりましては、役員さん方には遅い時間までですね、準備やお世話がたいへんであるかとは思いますが、1年間の締めめの火災予防・防犯活動でもありますし、日ごろからわが町を守るという義勇の精神で活動している地域の消防団員をねぎらい、直接役員さん方が、団員と親睦をはかる場としても行われている夜警でございます。無理がないような運営を消防団と協議されてですね、このまま継続していただきたいというふうをお願い申し上げる次第でございます。
議 長	一木議員
一木議員	これまで年末夜警等で、たき火等で火災は発生したという記憶はございません。 しかしながら、周りにもですね、建物とか樹木とかいろいろございまして、十分注意をしながら、また、消火器等をそばに置きながらということでもありますけれども、このところは町のほうから、これはもうやめますよと言わない限りはですね、今までずっと続けておられることをですね、なかなかこれを、ああせろ、こうせろということは難しいし、ましてや消防団員の方たちが、このことについてもなかなか、どうだこうだということは言いにくいし、こういったことについては、今、課長の見解から判断すれば、各行政区でその辺りは考えてくださいと、ということなのかなというふうに理解するところでございます。 歴史があるし、過去のいろんな消防団の活動を支援をしてきた行政区の経緯、いろんなことがございますので、その辺りはですね、各行政区で、今後判断をしていかなければいけない時期であるし、1つの課題であるんじゃないかなと思いますけどもですね、今、先ほど申しましたように、三並校区内ではほとんどが、各公民館の前広場でたき火をしながらですね、慰労をさせていただいているということでございますけども、注意していかなければいけないけどですね、しかしながら、私たちが小さい頃は、みんな子どもが集まって、そして「火の用心」とですね、そういったので、ずっ

	と地域を回ったりしながら行っていました。小学校の頃の昔のことですけどね。今は世の中が変わりましたので、消防自動車で夜警等をなされますけども。 だから、注意をしていますが、事故とかケガとか火災とかないとは限りません。これが現実です。だから、やっぱこの辺りは考えなければいけない1つじゃないかなというふうに、私も思うわけです。 しかしながら、長いね、歴史の上に今がありますからね、この辺りもまた各地域等で考えていき、たき火がどうなのかなということ等も含めながらですね、課題じゃないかなというふうに思うわけでございます。 こういった1年間の消防団活動を通して、筑前町で火災が1件でも発生することを抑制し、また万一火災が発生した、また水害、台風等のいろんな災害等が発生した場合も迅速に対応いただいているおかげでですね、筑前町は極めて災害が少なく、住みやすいということで、皆さん方には、住民の方にはですね、安心して住んでいただいています。 しかしながら、もう時代が20年、30年前と比べますとね、いろんなことが変わってきていますので、いろんなことで、やっぱり気が付いたことを変えていくということはなかなか難しい。しかしながら、やはり改めていくべきところは改めていかないと、ずっと今までやってきたことが、万一火災等が夜警の時に発生したとかいうことがあった場合、どうなのかということも考えるとですね、非常に気になるところでございます。この辺りは、また各地域でもですね、考えていかなければいけないことじゃないかなというふうに考えるわけでございますけれども、気になるところでございます。 先ほど質問の中で、1つ、後になってしまいましたけれども、町長のほうにお尋ね申し上げたいのは、消防団員の後継者の問題が、分団によっては、また地域によっては、全国的にも深刻な課題でございます。 現在はなんとか活動に大きな支障を来さなくても運営ができておりますけれども、近い将来は消防団員の後継者の確保等が、これも大きな課題になるんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。 総合的判断に基づく組織等の見直しの検討も必要じゃないかなというふうに考えるわけでございますけれども、この点について、町長の見解を求めたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まず消防団はですね、どちらから発足したかということでございますけども、まずは自警団から、今、合併しまして字がなくなりましたけれども、元は大字東小田、それぞれございましたけれども、大字というのは村だったんですね。村をなんとかしてその形で残そうということで、大字ということを使うようにしたと。 その大字単位がかつて村であったから、自治団体であったわけですね。その中に、それぞれが自警団を持っておったと。それをなおかつ村ができて、町ができていったから、そこに1つまとまった消防団というのができていったと。 本来の姿はそれぞれ集落、行政区ごとの自警団ありきからスタートしているというのが、私は消防団の今のあり様だと思っております。 したがって、まず、自警団というか、集落単位のそういった年末夜警とかいうものは、この消防団そのもののですね、基本ではなかろうかと思っておるところでございます。 そういった中で、年末夜警等をされるというのは、別に町が強制した、要請したわけでもございませんが、自主的にやっておられると。これは尊重すべき事柄ではなかろうかと。 我々がコミュニティを考える場合でも、やっぱそういった考え方に立つべきではな

	かろうかと思っているところであります。 しかしながら、状況が大きく変わっていることも事実でございます。このことはですね、合併のときに大いに議論をされました。これは、国レベルでもされてるんです。 よく私どもが一番心配いたしました、合併後の交付税の一本化算定、これは、当然机上ではですね、合併すれば、今まで7分団あった分団が、当然4分団ぐらいでいいんじゃないかというのが、机上論なんですね。それで交付税も少なくするよというのが、国の考え方であったわけです。 しかし、10年経って実態はどうであるかと。全国から反対運動が起こりました。そのように机上論で分団が統合できるものではないと、いうことを主張いたしましたして、一本化算定も7割キープと、そのような形になったわけでもございます。 そういったことでありまして、消防団活動というのは非常に伝統に根付いたものであるということ言うまでもございせんし、仮に、いつ集落が人口が少なくなっても、やはりそこには消火活動は必要なわけであります。 したがいまして、仮に少なくなっても、やはりそこに消防団員は少なくてもおるべきだと、そういった考えであろうかと思えます。 それと同時にわが町は、どうにか、おかげさまでというか、それぞれの努力で、人口はおおよそキープされております。このことは非常に大きな存在でございましてですね、いろいろアンバラではございますけれども、キープされているということで、むしろ空き家対策に、今後も力を入れていこうとするということでございます。 よく、もっともっと過疎のひどい自治体になりますとですね、消滅集落というのが出てくるんです。そこは人を住むのを否定しようじゃないかと、そういった考えは、筑前町には全くございませんので、そういった意味からすれば、やはりそこにも消防団員の方はおるべきだと、そういった考えに立って、空き家があればそれを充足するようなスタンスで行くべきだろうと、そのようにも考えているところでもございます。 確かに状況としては少子・高齢化でですね、若者が少なくなっているというのは事実でございます。そのことを踏まえまして、この少子・高齢化の問題はですね、ぜひ今後は考えるべき問題になってくるのではなかろうかと思っております。 それともう1点はですね、わが町の消防団の幹部の、現幹部の方、元幹部の方々、私も非常に接する機会も多ございますけれども、極めて熱心でございます。 企業等についてもですね、積極的な勧誘活動もなされております。こういった方々がおる限りは、まだ大丈夫だという思いが強くしております。 それと消防組織については、やはり経験されました消防委員会というのがございます。これは区長さんも入っておられますし、議会のほうからもお願いしておりますし、そして何よりも現役で活躍した方々、引退して間もない方々、そういった方々で構成されている消防委員会、この中でしっかり議論していただいて、そしてそのことを尊重しながら、町も協力してやっていくという姿が、本来の姿ではなかろうかと思うところでございます。 したがいまして、町から、上からですね、いろんな配分を考えるということではなくて、ぜひ、消防委員会等でしっかりとした議論をいただき、その意見を尊重していきたいと、そのように考える次第でございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	町長のほうから、お考え、ご見解をいただきましたけどもですね。 団員の方、地域、そして町ですね、一体とした、この消防に関する取り組み、活動があつてこそ、この消防団が、現職の方それからまたOBの方、また今後消防団員になっていただく、お願いされる方たちがですね、今後もこの消防団の必要性和、その活動の意義をしっかりと理解と認識を深めて、高めていただきながらですね、活動が

	停滞しないように、また、そういうふう願うところでございます。 しかしながら、現実の問題はですね、団員の後継者がなかなか厳しいですよという、この実態を町といたしましてもですね、把握をいただきながら、できる限りの後押しをしていただきながら、スムーズな団員の確保ができ、また活動ができますように、団員の皆さん方お一人お一人、各分団も一生懸命努力されています。また行政区も後押しをしっかりいただいています。また町のほうもいろんな計画等なされてございますけどですね、しっかりとまた後押しをいただきながら、この消防団活動が今まで以上にしっかりと活動ができますように、私たちも願います。また私たちもそういった後押しをしていかなければいけないというふう考えるわけでございます。今後も消防団の活動につきましてはですね、なお一層のご支援等をお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。以上です。
議 長	これで、13番 一木哲美議員の一般質問を終わります。 これにて一般質問を終結します。
散 会	
議 長	本日は、これにて散会します。 どうもお疲れさまでございました。 (14 : 45)